

PLATEA



厳寒の朝 (函館市)

新年あけまして
おめでとございます



岸田政権が、敵基地攻撃能力の保有を認める平和憲法を逸脱する安保三文書を閣議決定してから1年が経つ。トマホーク400発の購入など大軍拡を進め、防衛費を7・7兆円計上した。物価高が国民の生活を脅かすなか軍事が聖域となつている。

軍需産業を育成する法律も成立し、次期戦闘機の輸出も視野に、殺傷武器の輸出解禁に向け密室協議が大詰めである。

沖縄・石垣島には陸上自衛隊駐屯地が開設され、住民の反対の声をよそにミサイルの配備が進められ、10月には日米一体の「戦争の準備」の共同実働訓練が最大規模で行われた。空港・港湾での平時の自衛隊訓練のための整備など、社会の軍事化が次々と進んでいる。防衛・安全政策の大転換に政府はもはや憲法との関係を論じようとしていない。メディアの多くも、現状追認の報道に終始し、憲法により権力を統制するという立憲主義は瀕死の状態である。

ロシアによるウクライナへの侵略戦争に続き、イスラエルはガザへの無差別攻撃を行い、無数の民間人が命を奪われている。民間人を標的にしてはならないという国際人道法の定めをことごとく無視し横暴が繰り返されている。

「9・11テロ」に始まった米国中心の「対テロ戦争」は失敗に終わった。軍事力は問題を解決しないということを学ぶべきである。

昨年の核兵器禁止条約締約国会議で、核抑止力に依存した安全保障からの転換を求める文書が採択された。「抑止力」を再検討する試みが国際社会では進んでいる。これは希望である。

「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和の裡に生存する権利を有する」(憲法前文)の原点に立ち、平和主義を堅持し、国際法の普遍的適用が強く求められている。

だから戦争国家ではなく、平和の選択を。

二〇二四年 元旦

たかさき・渡部法律事務所一同



弁護士
高崎 暢

ユダヤ人への迫害・大量虐殺の経験から、人権保障が世界平和の基礎と考え、1948年12月10日、世界人権宣言が採択され、世界各国の憲法に取り入れられるなど強い影響を与えた。

75年が経った。ガザでは、180万人の家と2万人以上の命を失い、そのうち70%が子どもや女性で、医療従事者が250人といわれている。医療がこのままでは爆撃よりも病気で亡くなる人の方が多くなる。

第二次大戦下の迫害・虐殺とどこが違うのか。凄惨なアウシュビッツを思い出し、映像を消す。

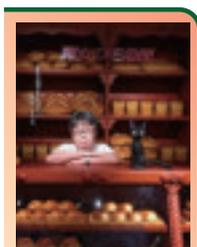
恒久的な停戦、公正で唯一の平和の道であるパレスチナ占領の終結を求めて声をあげたい。ネタニヤフへの抗議のはがきを送った。

いまなお続くウクライナ戦禍に重ねて、唯々、「人を殺すな」と叫びたい。



弁護士
高崎 裕子

昨年12月6日〜28日まで市立小樽美術館で「国松登と富樫正雄展」が開催されました。私が北大生の時、手稲の富樫さんご一家の隣家に引越し、家族ぐるみのお付き合いをさせて頂き、私は親しみを込めて、いつも「おじさん」と呼んでいました。昭和27年には大月源二とともに「北海道生活派美術家集団」の創立に関わり、平和と民主主義を大切にされたリアリズムの画家。おじさんは北大元理学部前の榆の木の大木を描きに來られよく北大でお会いしたものです。「榆の木」の油絵は力強く大好きでした。とても明るく楽しい人柄で、初夏の早朝カッコウの鳴きまねをして、私達は本当にカッコウが近くで鳴いていると驚いたものです。毎年札幌で開いた絵画展には、ご家族みんなが揃われ、1歳の娘を抱いて連れて行った時、そのままそのままと行って、さーと鉛筆で娘の絵を描いて下さり、娘の大切な宝物です。没後33年。今も「榆の木」に励まされています。



弁護士
渡部 敏弘

昨年は宮崎駿監督のジブリ映画最新作『君たちはどう生きるか』が上映されたので、早速見てきました。宮崎駿監督が80歳を超えてなお若々しく躍動感にあふれた世界観を描くことができるということや、映画の中の情報量の多さから、宮崎駿監督の頭の中は、いつもこれだけの世界観を作るアイデアで溢れているのだろうと、感銘を受けるとともに、ひたすらに圧倒されていました。普段の弁護士業務では、どちらかというとたくさんある情報を取捨選択し整理するということが多くありますが、たくさん情報をあえて整理せずに怒涛のように浴びせることで感動が生まれるというのは、映画の世界ならではの道だと思います。今年は愛知県ジブリパークに新しいエリアが増える予定とのこと、またジブリの世界観に心ゆくまで浸れる日を楽しみにしつつ、今年も頑張ります。

この年末年始は、イタリアにいます。2020年に入籍した後、コロナウイルスの影響で行けていなかった新婚旅行です。イタリアではローマやヴェネツィア、フィレンツェ等の都市を巡る予定です。物価高や円安の影響でビックリするくらいの旅費がかかりそうですが、イタリアに行くのは初めてなので、とても楽しみです。

話は変わりますが、昨年、30歳になりました。思い返せば20代は、子供の頃からの夢だった弁護士になり、私生活では結婚もして、達成感のある10年間でした。その一方で、今は具体的な目標が無いまま、ほんやりと過ごしてしまっているようにも感じています。現状に満足せず、30代も新しいことに積極的に挑戦していきたいです。

イタリアで普段味わえない体験をして、たくさん刺激をもらい、もう一度ギアを入れ直して新年のスタートを切ろうと思います。



弁護士
遠藤 正大

弁護士として3年目が過ぎました。毎年、記載していますが、時経つのが本当に早いです。

目の前のことに集中しているだけではなく、自己研鑽しなきゃいけないなど思いつつ、何もできていない自分があります。

今年は、何かの資格の取得をしたり、司法試験の受験指導をしたりして、新たな知識の習得や知識の後退を防ぐ何らかの手段を講じられればいいなと思います。

また、身体が資本な仕事ですが、年々体力が落ちてきているなど不健康な身体になっているので、身体を動かす趣味を見つけないかと思っています。

本年もどうぞよろしくお願致します。



弁護士
西山 雄



長沼判決50周年記念集会

弁護士 高崎 裕子

1973年9月7日、札幌地裁（福島重雄裁判長）は、日本の裁判史上唯一の「自衛隊は憲法9条に違反する」と判決し、「平和的生存権」を初めて明記した。

昨年9月9日、札幌で判決50周年記念集会が開かれ250名が参加。遠く富山から福島裁判長ご夫妻も参加された。自衛隊ミサイル基地建設のため、長沼町を水害から守ってきた馬追山の保安林指定解除処分取消を求めた裁判。自衛隊は9条違反との判決は、集団的自衛権を容認した安保法制が強行されても今なお自衛隊を「軍隊」と明言させない

防波堤であり続けている。住民が平和のうちに生存する権利「平和的生存権」は、2008年4月17日自衛隊イラク派遣差止訴訟名古屋高裁判決（青山邦夫裁判長）で「基本的人権の基礎」と具体的権利性が認定され確定。長沼判決の「平和的生存権」が継承・発展された。福島さんは「国民は平和を求める。…大きく目を見開き、遠い未来を見つめて人々は生きなければならない。歴史は流れる。希望の灯は次第に明るくなる」と判決の年の大晦日の日記に記している。



「立憲主義を否定する横暴な 権力に抗わんとした熱気」

—安保法制違憲北海道訴訟の記録の編纂

弁護士 高崎 暢

1 一読のお願い

昨年夏、「戦争法制を許さない北海道の声」を出版。主体となった「支援する会」は500冊以上を広げ、国会図書館、道立図書館、札幌中央図書館の蔵書になった。居住地の図書館に購入希望を出す運動も提起した。

本は「訴訟の記録」と副題がついているが裁判の書面の編集ではなく、市井の人の安保への怒りと反戦への思いをつづったもの。裁判に無縁な人でも気軽に読める。

2 図書新聞（昨年12月9日号）に評論が掲載

文芸評論家岡和田晃さんは、「最高裁への上告は断念したことから、記念碑的な敗北主義かと思いきや、そうではない。関係者の履歴や想いが隔々までぎっしり詰め込まれ、『立憲主義を否定する横暴な権力』に抗わんとした熱気が、圧倒的な物質性をもって記録されているのだ」と書いた。

3 読者から寄せられた声

元法制局長官宮崎礼壹さんをはじめ、「本書は憲法の正しさを守るために政権に闘いを挑んだ民衆の記録として価値があります」「正々堂々と反旗を翻す力強い1冊になったことに深く感謝申し上げます。」等々の声をいただいた。

4 申込書を同封します。

ぜひ読んで欲しい。周りの方にも広げ、近くの図書館に購入の要求をして欲しい。

これらは身近にできる護憲運動のひとつである。

2024年 事務局一言

育児休業中だった事務員が昨年10月から復帰し、子育てと両立しながら頑張っています。ロシアとウクライナ、パレスチナとイスラエルの戦争終息を祈るような気持ちで願い、また、自民党のパーティー券裏金問題での政治家の私腹化に怒り心頭です。東京地検特捜部の徹底捜査と厳罰を期待し、成り行きを注視したい。「無関心であってはいけない。沈黙してはいけない。自分のために、未来ある者のために。」を心して今年も奮闘します。



編集後記

今年もよろしくお願ひ致します。 (西山)

インターンシップの受け入れを 行いました

弁護士 西山 雄

昨年11月29日から11月30日にかけて、高校1年生4名のインターンシップを受け入れました。

高校生には、刑事、民事裁判の傍聴、札幌地方裁判所の見学、札幌市資料館（元札幌控訴院）の見学、弁護士の仕事紹介、法教育の授業と休憩する暇もないくらいできる限りの体験を行っていただきました。「初めて見る裁判の様子に刺激を受けた。」「今後の進路選択の参考にしたい。」などの感想があり、高校生にとって貴重な経験ができたのではないかと思います。

高校生らの素朴な疑問や様々な考えに触れることで、私たち弁護士側も気付かされることがたくさんあり、私たちにとっても良い機会となりました。

私たちの事務所は、インターンシップや職場見学など学生の受け入れも積極的に行っておりますので、関心を持っている学生がおられれば、お問い合わせいただければと思います。

即日相談が好評です

その日のうちに相談を希望される方に、平日午後7時まで、ご相談に応じます。

初回無料
相談

初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としています。2回目以降の相談については、1時間5,500円（税込）です。

休日相談

土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます。

相談受付
電話番号 **011-261-7738**

(平日午前9時15分から午後5時まで)
コロナ対策のため当面午前9時30分から午後4時45分まで
FAX (011-261-7718) は24時間受付
HP : <http://www.law-takasaki.com/>

